

令和5年度 行橋市中小企業融資制度のご案内

行橋市では、中小企業者の経営に必要な資金の融資制度を通してみなさま方のお手伝いをさせていただきます。

行橋市中小企業事業資金では、経営に必要な運転資金や、機械及び備品購入に必要な設備資金等にご利用いただけます。ぜひ、ご活用下さい。

1. 名称

行橋市中小企業事業資金

2. 対象者

引き続き1年以上行橋市内に事業所または事務所を有し、市税を滞納しておらず、福岡県信用保証協会の保証対象となる者

3. 融資の条件

- ①資金の用途 事業資金（運転資金及び設備資金）
- ②融資金額 1,000万円以内
- ③融資期間 10年以内（6ヶ月以内据置き）
- ④償還方法 元金均等月賦償還
- ⑤利率 1.60%
- ⑥保証料率 0.45～1.90%
- ⑦担保 必要に応じ、徴求する
- ⑧保証人 法人は代表者のみ
個人は不要
- ⑨取扱期間 令和5年4月1日～令和6年3月31日



4. 取扱金融機関及び申込場所

福岡銀行 行橋支店
西日本シティ銀行 行橋支店
福岡中央銀行 行橋支店
福岡ひびき信用金庫 行橋支店
北九州銀行 行橋支店
商工組合中央金庫 北九州支店

※融資の決定は、取扱金融機関及び福岡県信用協会の審査にて行われます。